平成２７年（フ）第７９４号
東京都中央区新川１丁目８－４－302
債務者　三蓼　由美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９５号
東京都墨田区緑４丁目８－６－603
債務者　野中真起子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９８号
東京都狛江市東野川２丁目15－１－101
債務者　永田　貴久
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１５０号
神奈川県茅ヶ崎市今宿396番地812号　コスモ茅ヶ崎プレシオ
債務者　進藤　義之
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４号
横浜市南区睦町１丁目27番地　民衆館
債務者　佐々木辰也
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
横浜市中区山下町128番地２　メゾーネ山下公園503号室
債務者　加瀬　輝昭
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１５号
大阪市淀川区三津屋南３丁目16番25号
債務者　山本　　愛（旧姓太田垣）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４号
静岡市駿河区桃園町20番18号　リリーグランデＬ130号
債務者　田口マコモ
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５号
静岡市葵区沓谷５丁目４番地の５　クレアール545－102号、旧住所静岡市葵区沓谷５丁目４番地の５　クレアール545－106号
債務者　笠原　英詳
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１６号
静岡市清水区三光町４番22号　コーポオーシャン101号
債務者　末鶴　太一
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５４号
東京都足立区新田２丁目３－16－912
債務者　鄭　　惠善
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２７２０号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目17－16－402
破産者　呉竹　栄介（旧姓吉川）
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７５２号
神奈川県横浜市青葉区すみよし台18－41、住民票上の住所東京都品川区大崎１丁目２－３－310
破産者　佐野　　浩
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０４０号
東京都八王子市中野上町１丁目16番６号
破産者　谷津製麺有限会社
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２３６号
千葉県習志野市津田沼５丁目３－24－105
破産者　永井　礼子
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８４号
東京都調布市入間町２丁目８－８－203
破産者　吉田　秀仁
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部